

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

No. 30

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



気になる著作権、コピーはどこまでOK? — <その3>引用、その他の権利制限規定

1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

「・・・ということは先生、新聞記事を切り抜いて編集し、これを電子データ化して会員に配信する、というのは、勝手にはできない、ということですね？」

来社された産業支援機関・QセンターのR課長さんとのお話し合いが続いています。

「そう、時事問題に関する署名なしの社説（時事の論説）でしたらば、転載（つまり複製）が、まあ認められますけど、一般の新聞記事の場合は、著作権者である新聞社などの許諾を得ずに無断で複製することはできませんねえ」

「そうですか・・・使っている新聞は5、6紙ありますから、いちいち新聞社の許可を取るっていうのも現実的ではないし・・・会員さんからは、有用情報をまとめて見られるので便利だ、という声もいただいていたんですが、考え直さないといけないようでしょうかね」

「うーん、でも、そういうお声というのは、もしかしたら少数派ではないですか？ どうでしょう、今はニュースやそのラインナップを検索するのはネットを使えば相当簡単ですし、情報提供というサービスのあり方を再検討なさるのも、よいのでは？ たとえば、運営される異業種交流クラブの現在のテーマや方向性に特に関係のあるニュースを抜き出して紹介するとともに、それについてのQセンターさんとしてのコメントやお考えなどを添える、しかも、そちらの方を主体とする、というカタチに模様替えするとか」

「え？ でも新聞記事を紹介するには結局、新聞社の許諾が必要なんでは？ 結局、同じじゃないですか？」

「新聞記事と、Qセンターさんが独自に書く部分とのバランスによっては、許諾など得ることなく自由に使える可能性がありますよ。『引用』として」

——— そう、著作権制度には、所定の条件を満たす場合には、著作権者に断りなく自由にこれを複製したり利用したりすることができる、**権利制限規定**というルールがあるのです。



2. 権利制限規定の一つ、「引用」

権利制限規定は、**著作権者が他者に対して自身の権利を主張・行使することを制限する**、というルールです。

確かに著作権者は、その著作物を独占的に利用し、他者による利用を禁止することができるのですが、場合によっては、そうすることによってかえって他者の人権（例、知る権利、教育を受ける権利、社会福祉を受ける権利など）にとって支障が生じたり、公益を損ねたり、ひいては文化の発展を妨げるということもあり得ます。

そこで著作権制度では、**著作権と他者の権利との間を調整**するために、他者が著作権を現に有している場合であっても、自由に、または所定の条件で、著作権者からの許諾を得ることなく複製したりすることができる、つまり**自由利用**することができるという例外ルールを設けたわけです。「引用」も、その一つです。

次項で説明する条件を満たした場合には「引用」といえますので、著作権者からの許諾を要せずに、著作物を複製して、自分の著作物の中で用いることができます。




3. 「引用」の方法

権利制限規定の一つである「引用」とは、たとえば論文などを執筆する場合に、自分自身の主張（自説）を補強する等の目的で、他人の論文などの一部分を転記することによって、自分自身の著作物の中に他人の著作物を利用することです。

自身の著作物Xにおいて、他者の著作物Aから、その一部分Bを「引用」した、といえるためには、次の全ての条件を満たさなくてはなりません。特に、1～4が重要です。

No.	条 件	備 考
1	Aが、既に公表されている著作物であること。	未公表の場合は公表権侵害になる
2	引用している部分Bの箇所を明確に示すこと(明瞭区分性)。	例・「 」や、枠囲みなど
3	Xが主であり、Bが従であること(主従関係)。	質的にも、量的にも主であること
4	「出所の表示」がなされていること。	Aの題号や著作者名の表示
5	Aからの引用が、正当な目的の範囲内であること。	例、Aの批評・研究、自説の論拠
6	引用を行う必然性があること。	量的な必然性も必要
7	「公正な慣行」の範囲内であること。	事案による

たとえば、下記  中の下線部分は、公益財団法人著作権情報センターのホームページ上に記載されている文章を、この八戸IP知的財産リーフレットという著作物中に転記したものであり、上記条件を満たしておりますので、「引用」といえます。したがって、同センターから許諾を得ることも使用料を支払うことも不要です。

公益財団法人著作権情報センターのホームページ上でも、権利制限規定はこのように説明されています。

定められた条件で自由利用

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。また、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。

(下線部分は(公財)著作権情報センターHPから引用)

つまり、権利制限規定の一つである「引用」においても、上記のような条件が定められているわけです。

4. 権利制限規定は法定されているもののみ

引用を初めとする権利制限規定はあくまでも例外規定であり、著作権法で定められたものに限定されます。時事問題の論説の転載、引用以外の主なものを列挙します。

自由に利用できる場合の例	注 意 事 項
私的使用のための複製	デジタル方式の録音・録画は補償金支払いが必要。
図書館での複製	公立図書館等において、必要な部分を1部のみ複製可能。
学校の授業における複製	インターネットからのダウンロードもOK。
視聴覚障害者のための複製	社会福祉上の要請。
非営利目的の演奏・上演・朗読	入場料等は無料、また、実演家は無報酬であること。
プログラムの所有者による複製	自分のPCで必要と認められる限度内に限る。
美術、写真の著作物の展示	所有者が、原作品に限り展示可能。

(本稿作成 2015年11月 ©富沢知成)

●無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

●特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

●問合せ先 八戸インテリジェントスラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号